

公園緑地等維持管理標準仕様書

平成30年1月改訂

平成23年1月28日制定

広 島 市
都市整備局緑化推進部

改訂履歴

制 定	平成23年（2011年）1月28日
第1回改訂	平成24年（2012年）1月25日
第2回改訂	平成25年（2013年）1月17日
第3回改訂	平成27年（2015年）1月
第4回改訂	平成28年（2016年）1月29日
第5回改訂	平成29年（2017年）1月23日
第6回改訂	平成30年（2018年）1月31日

目 次

第1章 総 則	1
第1節 一般事項	1
1.1.1 適用範囲	1
1.1.2 費用負担	1
1.1.3 法令等の遵守及び手続の代行	1
1.1.4 軽微な変更	1
1.1.5 関係書類の提出	1
1.1.6 疑義の解釈	1
1.1.7 特記仕様書	1
第2節 着 手	2
1.2.1 作業の着手	2
1.2.2 現場責任者届及び資格者届の提出	2
第3節 作業の適正化	2
1.3.1 委託作業	2
1.3.2 工程管理	2
1.3.3 事前協議	2
1.3.4 早朝・夜間作業	2
1.3.5 休日等の作業	2
1.3.6 緊急作業	2
1.3.7 作業用機械器具等	2
1.3.8 作業記録写真	3
1.3.9 作業週報等	3
1.3.10 作業日誌	3
第4節 材 料	3
1.4.1 材料の規格	3
1.4.2 材料検査	3
1.4.3 使用材料の確認	3
第5節 安全管理	4
1.5.1 一般事項	4
1.5.2 交通及び保安上の措置	4
1.5.3 事故防止	4
1.5.4 委託現場	4
1.5.5 作業用機械器具	5
1.5.6 現場の整理整頓	5
第6節 完 了	5

1.6.1	後片付け	5
1.6.2	検 査	5
別-1	(提出書類)	6
別-2	(作業記録写真)	6
別-3	(樹木の規格計測等)	9
第2章	管理作業	1 1
第1節	一般事項	1 1
2.1.1	適用範囲	1 1
2.1.2	植物への配慮	1 1
2.1.3	施設への配慮	1 1
2.1.4	利用者その他への配慮	1 1
2.1.5	枝葉等の処置	1 1
第2節	清 掃	1 1
2.2.1	園地清掃	1 1
2.2.2	池 清 掃	1 2
2.2.3	便所清掃	1 2
2.2.4	便所排水管清掃	1 2
2.2.5	排水溝その他清掃	1 2
2.2.6	固形状廃棄物収集	1 3
2.2.7	落書抹消	1 3
第3節	除 草	1 3
2.3.1	除 草 (人力による抜根除草)	1 3
2.3.2	草 刈	1 3
第4節	薬剤散布	1 4
2.4	病虫害駆除	1 4
第5節	芝生の維持管理	1 5
2.5.1	刈 込 み	1 5
2.5.2	施 肥	1 5
2.5.3	除 草	1 5
2.5.4	病虫害駆除	1 5
2.5.5	目土かけ	1 5
2.5.6	エアレーション	1 5
2.5.7	カッティング	1 5
第6節	樹木 (公園等) の維持管理	1 6
2.6.1	高木せん定	1 6
2.6.2	中低木せん定	1 7

2.6.3	生垣せん定	17
2.6.4	玉物刈り込み	17
2.6.5	花木せん定	18
2.6.6	マツのせん定	18
2.6.7	カイズカイブキのせん定	18
2.6.8	せん定に関するその他の留意事項	18
2.6.9	病虫害駆除	18
2.6.10	支柱取り外し	18
2.6.11	結束直し	18
2.6.12	枯損木処理	18
2.6.13	高木施肥－輪肥（わごえ）	19
2.6.14	高木施肥－車肥（くるまごえ）	19
2.6.15	高木施肥－つぼ肥	19
2.6.16	低木・生垣施肥	19
2.6.17	倒木復旧	20
第7節	街路樹の維持管理	21
2.7.1	夏季せん定の目的	21
2.7.2	夏季せん定の手順	21
2.7.3	夏季せん定に関するその他の留意事項	21
2.7.4	冬季せん定の目的	21
2.7.5	冬季せん定の手順	22
2.7.6	冬季せん定に関するその他の留意事項	23
2.7.7	せん定防除	23
2.7.8	中低木せん定	23
2.7.9	かん水	24
第8節	花壇の維持管理	25
2.8.1	材 料	25
2.8.2	地ごしらえ	25
2.8.3	植え付け	25
2.8.4	除草・かん水	25
2.8.5	施肥・病虫害駆除	25
	提出書類様式	26

第 1 章 総 則

第 1 節 一 般 事 項

1. 1. 1 適用範囲

- (1) この標準仕様書は、広島市が発注する委託業務に適用する。
- (2) 委託業務における作業は、それぞれの作業に応じて本標準仕様書の定めに従い、実施すること。
- (3) この標準仕様書に定めのない事項については、「土木工事共通仕様書」（広島市）等、広島市が定めた標準仕様書に準ずること。また、樹木の維持管理については、「道路・公園緑化ガイドライン」（広島市都市整備局緑化推進部）の趣旨に沿って行うこと。

1. 1. 2 費用負担

材料、作業の検査及び官公署等への届出手続きに必要な費用は、受注者の負担とする。

1. 1. 3 法令等の遵守及び手続の代行

- (1) 作業実施にあたっては、関係法令、条例及び規則等を遵守し、作業の円滑な進捗を図ること。また、官公署への必要な届出等は、すみやかに処理しなければならない。
- (2) 作業実施に関して関係官公署、付近住民、利用者との交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、すみやかに本市と協議すること。

1. 1. 4 軽微な変更

現地の状況等により作業位置あるいは方法を多少変更する等の軽微な変更は、本市と協議のうえ、その結果にしたがって行うこと。

1. 1. 5 関係書類の提出

受注者は、別ー 1（提出書類）に基づき、本市が指示する期日までに関係書類を提出すること。

1. 1. 6 疑義の解釈

本標準仕様書に定める事項について疑義を生じた場合の解釈及び作業の細目については、本市と協議のうえ決定すること。

1. 1. 7 特記仕様書

特記仕様書は、本仕様書の内容に変更または補足がある場合に定めるものであり、作業ごとに設計書に添付する。

第2節 着 手

1.2.1 作業の着手

作業の着手は、原則として契約締結後、7日以内に行う。ただし、特記仕様書で作業内容により時期が指定されている場合は、この限りではない。

1.2.2 現場責任者届及び資格者届の提出

受注者は、作業の着手に先立ち、本市が定めた現場責任者届及び資格者届を提出すること。

また、提出の際には、配置する資格者の雇用関係と資格等の確認及び写真による資格者本人の顔の確認ができる公的機関等が発行した書類の写しを添付すること。

第3節 作業の適正化

1.3.1 委託作業

委託作業については、すべて設計書、図面及び仕様書等に基づき、作業しなければならない。

1.3.2 工程管理

受注者は、実施計画書に基づき適正な実施工程の管理を行うものとする。

1.3.3 事前協議

特に実施時期の定められたもの、実施時期を逸すると効果の期待できない作業については本市と事前に協議し、その結果にしたがって作業の進行をはかること。

1.3.4 早朝・夜間作業

作業の都合上、早朝・夜間作業を必要とする場合は、事前に早朝・夜間作業届を提出し本市の承諾を得ること。なお、必要に応じ、早朝・夜間作業を指示することがある。

1.3.5 休日等の作業

休日等に作業を必要とする場合は、事前に休日作業届を提出し本市の承諾を得ること。なお、必要に応じ、休日等の作業を指示することがある。

1.3.6 緊急作業

作業の都合上、本市が必要と認めた場合は、緊急作業を指示することがある。

1.3.7 作業用機械器具等

作業用機械器具、道具類は、各作業に適するものを使用するとともに、せん定用具の目立てなど、手入れが十分になされたものを使用すること。また、本市が不相当と認めたときは、作

業用機械器具等の変更を指示することがある。

1.3.8 作業記録写真

受注者は、実施する作業全般にわたって別－2（作業記録写真）に基づいて作業写真を撮影し、作業完了後すみやかに提出すること。

1.3.9 作業週報

受注者は、特記仕様書等で作業週報の提出を指示されている業務については、別添の様式により、必ず事前に本市へ作業週報を提出すること。

1.3.10 作業日誌

作業の進捗、労務者の就業、材料の搬入、使用機材、天候等を示す業務日誌を作成し、作業記録写真と共に提出すること。

第4節 材 料

1.4.1 材料の規格

特記仕様書に規定されたものを除き、日本工業規格（JIS）または日本農林規格（JAS）に規定されているものは、これによること。

1.4.2 材料検査

材料は、使用前に本市の検査を受けたもの、または見本を提出し承諾を得たものを使用すること。

1.4.3 使用材料の確認

- (1) 使用数量は、本市に報告し確認を受けなければならない。
- (2) 使用材料の数量が確認しがたいものは、空ビン・空袋・空き缶などを整理し、本市に報告し確認を受けなければならない。

第5節 安全管理

1.5.1 一般事項

- (1) 受注者は、「労働安全衛生法」等関係法規の定めるところにより常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害の発生の防止に努めること。
- (2) 受注者は、別途作業等と作業現場が隣接し、または同一場所において作業を行う場合は、常に相互協調して安全管理に支障をきたさないよう処置すること。
- (3) 農薬及び石油類等の危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて関係法規の定めるところに従い、万全の対策を講じること。

1.5.2 交通及び保安上の措置

受注者は、交通の障害となる行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう、次の事項に留意し、交通及び保安上十分な注意をすること。

- (1) 交通及び保安に関係ある作業については、関係官公署の指示事項を遵守し、十分な処置を施すこと。
- (2) 作業のため通行を禁止、または制限する必要があるときは、本市と協議の上、関係官公署の許可を得て、所定箇所に指定の標示をする等の十分な処置を講じること。
- (3) 作業区域内に車両または歩行者の通行があるときは、これらの安全な通行を確保するため、十分な保安施設を設置するとともに、必要に応じて交通誘導員を配置すること。特に、狭い歩道での歩行者や自転車への注意と誘導を確実に行うこと。また、駐車場からの車の出入りの誘導を行うこと。

1.5.3 事故防止

- (1) 受注者は、公衆の生命、身体及び財産に関する危害・迷惑を防止するため、必要な処置を講じること。
- (2) 受注者は、地上及び地下工作物、樹木等に損失を与えることのないよう、十分注意をするとともに適切な防護措置を講じること。
- (3) 受注者は、作業において障害等を発見した場合は、遅滞なく本市に申し出て、その指示を受けること。
- (4) 作業の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を与えた事故、または、第三者に損害を与えた事故等が発生した場合は、応急処置等所要の措置を講じると共に事故発生原因及び経過、被害の内容等について遅滞なく本市に報告すること。

1.5.4 委託現場

- (1) 受注者は、作業の安全を図るため、原則として作業箇所を1区画とし、作業関係者以外の進入を防止するため封鎖すると共に、作業標示板を設置する等必要な対策を講じること。
- (2) 作業標示板は、適切な場所に設置すること。また、必要に応じ、その他の標示板（立入禁止、薬剤散布中、ペンキ塗りたて等）も設置すること。
- (3) 作業の実施に当たっては、従業員の安全を確保するため、保護帽の着用、必要に応じた安全

帯の着用や高所作業車の使用等、適切な安全対策を講じること。また、安全対策として遵守する事項を明記した安全管理届を提出すること。

1.5.5 作業用機械器具

- (1) 機械類を使用または移動する場合は、関係法規の定めを遵守し、架空線・埋設物・道路及びその他構造物に損傷を与えることのないよう注意すること。
- (2) 機械類を休止させておく場合、または操作している者が一時的に受持場所を離れる場合は、原動機を止め、電源を切る等事故防止に必要な措置を講じること。

1.5.6 現場の整理整頓

受注者は、機械器具、不用土砂等を交通及び保安上の障害とならないように、使用の都度、整理または現場外に搬出し、現場内は常に整理整頓しておくこと。

第6節 完 了

1.6.1 後片付け

受注者は、作業の完了に先立ち、すみやかに不要材料を整理し、仮設物等を撤去して現場内外の清掃及び後片づけを完全に行うこと。

1.6.2 検 査

完成検査においては、関係書類をそろえ、検査を受けること。

公園樹と街路樹の支障木せん定業務については、実施報告した公園および道路の中から、1公園(路線)以上の現地検査を受けること。現地検査は、事前に本市と受注者が協議し日取りを決めたうえで、両者が現地で立会して行うものとする。

別冊 — 1 (提出書類)

提出書類は、次表によることとし、提出にあたっては、不備不足のないよう注意すること。

提出書類	期 日	様式	部数	備 考
業務着手届	契約後直ちに	様式 1	1 部	原則として契約締結後、7日以内
現場責任者届	契約後直ちに	様式 2-1	1 部	変更する場合は様式2-2を提出すること
資格者届	契約後直ちに	様式 3-1	1 部	必要な場合のみ 変更する場合は様式3-2を提出すること
実施計画書	契約後直ちに	様式 4-1	1 部	変更する場合は様式4-2を提出すること
安全管理届	契約後直ちに	様式 5	1 部	
使用材料承認願	随時		1 部	必要な場合のみ
業務実施報告書	完成時	様式 6	1 部	
作業写真帳	完成時		1 部	支障木せん定業務(単価契約)については 別-3(樹木の規格計測等)を参照すること
作業週報	作業実施前	様式 7	1 部	
業務打合せ簿	随時	様式 8	1 部	

別冊 — 2 (作業記録写真)

1 写真撮影要領

作業写真は、一作業ごとに、作業前・作業中及び作業後を撮影し、組み合わせることにより作業全体が判明する一連のものになるよう、撮影しなければならない。後日、検査が不可能、もしくは困難となる箇所については、必ず下記の撮影要領に準じて撮影しておくこと。

なお、写真がない場合は、再作業を指示することがある。再作業は、受注者の負担で異議なく行うこと。

〈撮影要領〉

- (1) 作業記録写真撮影は、作業に精通した者でなければならない。
- (2) 作業箇所は、それぞれの作業ごとに同一位置・同一方向から撮影し、それらを組み合わせれば、作業全体が判明する一連のものとしておくこと。
- (3) 撮影に際しては、箇所の確認、寸法の判別ができるように工夫すること。
- (4) 撮影箇所は、小黑板を用いて次の事項を記入し、整理・説明の便となるよう工夫すること。

①業務名 ②作業種別 ③施設名または測点 ④設計寸法 ⑤作業日時

(小黑板記載例)

業 務 名	
作 業 種 別	
測 点	
作 業 日 時	
受注者 ○○○○○	

2 写真帳作成要領

写真帳は、下記により編集すること。

- (1) 写真帳表紙は、業務名、作業期間、受注者を明記すること。
- (2) 作業写真は、着手前全景写真、完了後全景写真（出来形）及び作業別細部写真により編集すること。
- (3) 各作業別細部写真は、作業を実施した順序が明確に判別できるよう系統的に整理すること。
- (4) 作業及び種別が変わる場合は、必ず明示すること。
- (5) 原則として、写真帳の大きさはA4版とし、写真の大きさはDSCサイズ（89mm×119mm）～Lサイズ（89mm×127mm）相当とすること。
- (6) 写真の撮影の向きは横長を原則とするが、やむを得ず、縦長とする場合は左側が上になるようにすること。
- (7) 提出する写真が逆光等により見づらくなった場合は、画像処理により写真に写った状況が判別できるようにしたうえで提出すること。

〈写真撮影箇所等〉

作業及び種別		撮 影 箇 所
作業全般 (前・中・完了後)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 着手前及び完了後の状況を撮影する。 ・ 作業中及び作業方法を記録する必要がある場合は、その都度撮影する。
樹木 (公園等※1)	保 守 管 理 業 務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各作業現場及び各種別(※2)ごとに1箇所以上。これにより難しい場合は本市と協議のうえ、その結果にしたがうこと。 ・ 造園技能士が現場で作業又は指導している状況を、各作業現場及び各種別ごとに1枚以上。 ・ 造園技能士が様式3-1の資格者届で提出した資格者と同一人物であることが確認できる写真を、各作業現場及び各種別ごとに1枚以上。 ・ その他本市の指示する箇所。
	支障木 せん定 業 務 (単価契約)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての作業対象木。これにより難しい場合は本市と協議のうえ、その結果にしたがうこと。 ・ 造園技能士が現場で作業又は指導している状況を、全ての作業対象木（作業対象木が連続する場合は一連のものとする）ごとに1枚以上。

		<ul style="list-style-type: none"> ・造園技能士が様式3-1の資格者届で提出した資格者と同一人物であることが確認できる写真を、各作業現場及び各種別ごとに1枚以上。 ・その他本市の指示する箇所。
街路樹	保守管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・路線の上り線と下り線の各々について、各種別及び各樹種ごとに、中低木は路線200mごと、高木は20本ごとに1箇所以上。これにより難しい場合は本市と協議のうえ、その結果にしたがうこと。 ・街路樹剪定士及び造園技能士が現場で作業又は指導している状況を、中低木せん定は路線200mごと、高木せん定は20本ごとに1枚以上。 ・街路樹剪定士及び造園技能士が様式3-1の資格者届で提出した資格者と同一人物であることが確認できる写真を、各作業現場及び各種別ごとに1枚以上。 ・その他本市の指示する箇所。
	支障木せん定業務 (単価契約)	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての作業対象木。これにより難しい場合は本市と協議のうえ、その結果にしたがうこと。 ・街路樹剪定士及び造園技能士が現場で作業又は指導している状況を、全ての作業対象木（作業対象木が連続する場合は一連のものとする）ごとに1枚以上。 ・街路樹剪定士及び造園技能士が様式3-1の資格者届で提出した資格者と同一人物であることが確認できる写真を、各作業現場及び各種別ごとに1枚以上。 ・その他本市の指示する箇所。
地被類		<ul style="list-style-type: none"> ・各作業現場及び各種別ごとに1箇所以上。 ・その他本市の指示する箇所。
除草		<ul style="list-style-type: none"> ・各作業現場及び各種別ごとに1箇所以上。 ・作業後の刈高が分かる検測写真を、各作業現場及び各種別ごとに1箇所以上。 ・その他本市の指示する箇所。
病虫害駆除		<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤散布の場合は樹種別の散布状況(作業中のみ)を(路線の上り線と下り線の両方で作業する場合についてはその各々について)、中低木は路線200mごと、高木は10本ごとに1箇所以上。 ・街路樹への殺虫カプセル打込等の場合は10本ごとに1箇所以上。 ・街路樹以外の樹木への殺虫カプセル打込等の場合は、各作業現場ごとに1箇所以上。 ・その他本市の指示する箇所
花壇		<ul style="list-style-type: none"> ・各作業現場及び各種別ごとに1箇所以上。 ・その他本市の指示する箇所。
清掃		<ul style="list-style-type: none"> ・各作業現場及び各種別ごとに1箇所以上。 ・便所清掃については、男性用・女性用・多目的用に分かれている場合

	<p>は、それぞれの清掃ごとに作業前・後を撮影。</p> <p>・その他本市の指示する箇所。</p>
かん水	<p>・散水中の写真を（路線の上り線と下り線の両方で作業する場合についてはその各々について）路線200mごとに1箇所以上。</p> <p>・タンク給水ごとに、満水・散水後（空）の状況。</p>

※1 公園等とは、公園の樹木のほか、各施設内の樹木をいう。

※2 種別又は作業種別とは、「街路樹保守管理」「植樹帯保守管理」「樹木せん定」等の各々の作業区分に含まれる「樹木（高木）せん定」「中木せん定」「低木せん定」「除草」等の種別を指す。

另リ ― 3 (樹木の規格計測等)

1 幹周の計測

スタッフと巻尺を用いて計測する。

- (1) スタッフを対象樹木の根元の地表面に鉛直に立て、地表面から高さ 1.2m の位置を幹の表面において特定する。
- (2) 巻尺の下端を①の位置に合わせ、たるみなく巻いて幹周を計測する。

(注1) 幹周について

根鉢の上端（既存樹木については樹木が生えている地表面）より 1.2m 上りの位置の樹木の幹の周長を測定する。この部分に枝の分岐やこぶ等の凹凸があるときは、その分岐や凹凸の直上部を測定する。幹が 2 本以上の樹木の場合は、各幹の周長の合計の 70%の数値を幹周とする。

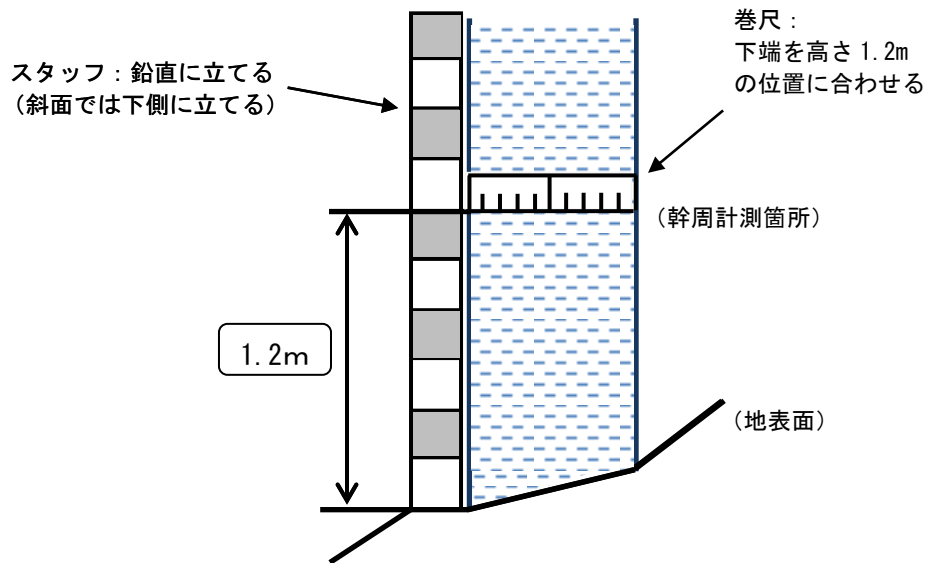
(国交省「公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)」参考)

(注2) スタッフの立て方について

幹に対して斜めに立てかけたりせず、樹木根元の地表面に鉛直に立てて計測する。樹木が崖地や法面のような斜面に生えている場合は、スタッフを樹木根元の斜面の下側に鉛直に立てて計測する。また、根元の地表面に凹凸がある場合は低くなっている箇所で立てて計測する。

(注3) 計測時のその他の注意点について

- (a) 幹に異物（結束紐や針金等）がある場合は、除去して計測すること。除去が困難な場合は、異物を避けてその直上で計測すること。また、幹の表面にコケ等の付着物がある場合は、除去して計測すること。
- (b) 幹が斜めになっている場合は、スタッフを地表面に鉛直に立て、幹が傾斜している側の高さ 1.2m の位置で計測すること。
- (c) 低木（高さ 0.6m 未満）と中木（高さ 0.6m 以上 3m 未満）は、スタッフで高さを計測し、寄せ植え・生垣の場合は更に巻尺で作業対象面積を計測すること。
- (d) (注1)・(注2)及び上記(a)～(c)により難しい場合は本市と協議のうえ決定すること。



【 幹周計測時の写真の撮影 】

樹木の全景写真と計測箇所の拡大写真を撮影する。

- (1) 計測対象である樹木の全景写真の撮影に当たっては、スタッフを立てている地表面と巻尺を巻いた幹周計測箇所の両方が必ず画面に入るようにするとともに、本市が現地確認を行う際に、対象樹木の位置を容易に特定できるよう、周囲の状況も画面に入れること。また、スタッフが鉛直に立てられているか、巻尺がたるみなく幹に巻かれているかを、撮影前によく確認すること。
- (2) 計測箇所の拡大写真の撮影に当たっては、スタッフと巻尺の目盛りが両方とも1枚の写真から確実に読み取ることができるようにすること。
(逆光やフラッシュの不点灯による画像の暗化、フラッシュの強光による画像の白化、手振れによる画像の乱れ等により、計測値を読み取ることができない写真にならないように注意する。)
- (3) 幹が2本以上の樹木の場合は、原則として作業対象となっている幹を全て撮影すること。
- (4) 上記により難しい場合は本市と協議のうえ決定すること。

第 2 章 管理作業

第 1 節 一般事項

2.1.1 適用範囲

樹木・蔓性植物・地被類・花壇等の管理作業に適用する。

2.1.2 植物への配慮

当該管理作業の目的及び管理作業が及ぼす影響の強さ等を十分理解し、生き物としての植物に対する細心の注意を持って作業にあたるよう努めるものとする。

2.1.3 施設への配慮

当該施設並びにその周辺の施設及び車両等においては、その機能及び利用等に支障をきたすおそれのないよう十分注意し、万全の策を講ずると共に支障ある場合は、すみやかに本市に報告すること。

2.1.4 利用者その他への配慮

安全に十分注意し、怪我・損傷等を生じた場合においては、受注者の責任において処置すると共にすみやかに本市に報告すること。

2.1.5 枝葉等の処置

せん定・刈り取り・除草等によって生じる樹木の枝葉等の野焼きによる焼却は行わず、適切に処理すること。

第 2 節 清 掃

2.2.1 園地清掃

- (1) 園路・吸い殻入れ・くずかごその他園地のゴミを取りこぼしのないようきれいにかき集めること。
- (2) L型側溝等に溜まったゴミ等は、入念に取り除き、排水を常に良好な状態に保つこと。
- (3) 植え込み地清掃については、ゴミ・空きビン・空缶等を一つ一つ取り除き、指定場所に集積すること。落ち葉・小枝などについては、土へ還元させるためにそのまま堆積させる等の処置を指示することがある。
- (4) 低木内のゴミ等は、木をいためないよう注意して取り除くこと。
- (5) 池などの水面に浮遊する落ち葉・ゴミ・空ビン・空缶等の美観を損ねるものについては、収集すること。

2.2.2 池清掃

- (1) 作業時期・期間は、事前に本市と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 排水管・排水枡に溜まったゴミ・土砂等は、入念に取り除き、排水を常に良好な状態に保つこと。
- (3) 噴水ノズル及び目地部分等の施設については、損傷のないよう丁寧に取り扱うこと。また、必要に応じて薬剤を使用すること。
- (4) 池底に沈殿する土砂・ゴミ等については、収集すること。
- (5) 池中の生物については、本市の指示により処理すること。
- (6) 池中に貨幣がある場合は、これを分別収集し本市へ提出すること。
- (7) 作業完了後、本市と協議のうえ水を張ること。

2.2.3 便所清掃

- (1) 作業中は、標示看板を掲げ、利用者に一時使用禁止であることを知らせること。
- (2) 便器に付着した汚物は、除去した後、薬品を使用して洗うこと。
- (3) 床及び壁は、水洗いし、床面に溜まった洗いは、排水すること。
- (4) 壁は、汚物等を除去し、水で洗い流すこと。ただし、磁器タイル等は、内装仕上げ材が使用されている場合は、直接水をかけず、雑巾等を使用し、目地等を傷めないよう注意すること。
- (5) 蜘蛛の巣やほこりは、ほうき等ではらうこと。
- (6) くみ取り便所便槽内及びくみ取り口は、必要に応じて脱臭剤及び殺虫剤を使用すること。
- (7) 便器及び排水管に詰まった夾雑物は、除去し、水洗いすること。なお、バキューム車を使用しないと除去できない場合は、すみやかに本市に報告するものとする。
- (8) 水洗いした夾雑物は、回収したゴミ等とともに適正に処理すること。

2.2.4 便所排水管清掃

- (1) 作業は、便器排水管に詰まった夾雑物をバキューム車またはカンツールを使用し、除去するものである。
- (2) 作業は、本市の指示により、すみやかに実施すること。
- (3) 作業中は、水洗いし、適正に処理すること。
- (4) 除去した夾雑物は、水洗いし、適正に処理すること。

2.2.5 排水溝その他清掃

- (1) 作業は、本市の指示により、すみやかに実施すること。
- (2) 除去した土砂等は、適正に処理すること。

2.2.6 固形状廃棄物収集

園内に集積してある固形状廃棄物を定められた回数以上収集し、分別・破碎・圧縮などを行い、可燃物・不燃物・資源ごみ等をそれぞれ適切な施設へ搬入すること。

2.2.7 落書抹消

- (1) 作業は、本市の指示によりすみやかに実施すること。
- (2) タイル面等の落書はシンナー等で消去し、塗装面の落書は同色の塗料で塗り、消去すること。

第3節 除 草

2.3.1 除 草（人力による抜根除草）

- (1) 人力による除草は、地際より繁茂している雑草類を、根株を残さないように人力により抜き取るものである。
- (2) 本作業にあたっては、樹木類（地被類等を含む）を傷めないように十分注意しながら行い、その抜き跡は凹凸のないように付近の土で埋め戻しをすること。
- (3) 抜き取った雑草類等は、直ちに運搬処理すること。

2.3.2 草 刈

- (1) 草刈は、繁茂している雑草類を動力草刈機、その他の器具を用いて地際より丁寧に刈り取るものであり、刈高は30mm以下とすること。これにより難しい場合は本市と協議し、その結果にしたがうこと。
- (2) 作業は、樹木・地被類を傷つけないよう十分注意すると共に人畜車両等に損傷を与えないよう作業箇所及びその周辺の安全確保に留意すること。特に動力草刈機を用いるときは、飛散防護シート等により、周囲の歩行者や通行車両等に対する石跳ね・防塵の対策を十分に行うこと。また、刈り取った雑草類等の収集や現場の清掃をブローヤやほうき等で行うときは、刈草や塵埃の飛散等により周囲の歩行者や通行車両等に迷惑をかけないように十分注意すること。
- (3) 刈り取った雑草類等は、周囲へ飛散することの無いよう丁寧に収集し、当日のうちに現場から搬出すること。

第4節 薬剂散布

2.4 病虫害駆除

- (1) 薬剂の使用に際しては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準・使用方法を遵守すること。
- (2) 薬剂の希釈及び調合
 - (a) 乳剂・液剂については、正確に容積計測により計量し、水和剂・水溶剂は、重量計測により計量すること。
 - (b) 薬剂は、その物理的及び化学的性質により調合不可能なものがあるので、必ず事前確認のうえ、調合すること。
 - (c) 混合は、①展着剂②乳剂③水和剂④液剂・水溶剂の順に入れること。
 - (d) 展着剂の量は、入れすぎても効果が低くなるため、規定量を計測して加えること。
- (3) 薬剂の散布
 - (a) 散布前の注意
 - ・ 薬剂の調合は、素手で行わないこと。
 - ・ 薬剂及び容器の取扱に十分注意すること。
 - ・ 気象条件の整った日を選定すること。（晴天または曇天の無風状態がよい。）
 - (b) 散布時の注意
 - ・ 散布作業は、使用薬剂に明記された使用法に従って行うこと。
 - ・ 風向に注意し、風上から風下に向かって散布すること。
 - ・ 散布区域に第三者が近づくことがないように誘導すること。
 - ・ 散布樹木に対し、あらゆる方向から適量かつむらなく散布すること。なお、散布適量とは、枝葉面の表面全体に霧状に薬剂が付着している程度である。
 - ・ 使用する動力噴霧器は、高木先端部まで届く必要があるため、作業に応じた能力のあるものでなければならない。
- (4) 殺虫カプセル打込み
 - ・ 対象樹木の生育状況に応じて概ね地上15cmの幹周囲に概ね10cm間隔で、直径約11mm・深さ約40mmの穴を電動ドリルで開ける。
 - ・ 地上概ね15cmの幹周囲に打ち込みが困難な場合は、上下にずらして実施すること。
 - ・ 穴開け後はすみやかに殺虫カプセルを差し込み、ポンチとハンマーで打込む。その際、必要以上に深くあるいは浅く打込まないこと。
 - ・ 殺虫カプセルを打込んだ後、カルスメイト癒合剂相当品を穴に塗布すること。
 - ・ 主幹がなく地際から分枝した木には、各々の分枝した枝元に打込むこと。
 - ・ 水溶性のカプセルであるため、降雨時には作業を行わないこと。

第5節 芝生の維持管理

2.5.1 刈込み

- (1) 刈込みは、芝生地内にある樹木・株物・施設等を損傷しないように注意し、刈むら・刈残しのないよう均一に刈り込むこと。
- (2) 刈込み高は、20mm以上30mm以下とするが支障がある場合は本市と協議し決定すること。
- (3) 刈取った芝は、すみやかに処理すると共に刈跡はきれいに清掃すること。
- (4) 縁切りは、低木・施設等に匍匐茎が進入しないように刈込むこと。（低木類については、樹冠より10cm内外の幅で垂直に刈込むこと。）
- (5) 刈込みに先立ち、作業箇所の小石等の危険物の除去を行うこと。

2.5.2 施肥

所定の施肥料を芝生面にむらのないよう、均一に散布すること。

2.5.3 除草

- (1) 芝生を傷めないように除草フォーク等を用いて根より丁寧に抜き取ること。
- (2) 抜き取った除草は、すみやかに処理すると共に除草跡は、きれいに清掃すること。

2.5.4 病虫害駆除

- (1) 使用する農薬は、すべて所定の薬剤を使用すること。
- (2) 散布するときは、人畜・建築物・車両等に影響を及ぼさないように注意すると共に樹木・草花等に薬剤が付着しないよう、芝生に均一に散布すること。
- (3) 使用器具・作業方法等については、事前に本市に報告すること。

2.5.5 目土かけ

- (1) 目土は、植物の根・瓦礫・赤土等がなく、篩により篩い分けした目土用土を用いる。
土壌改良材及び肥料を混入する場合は、指定の混入率となるように入念に混合すること。
- (2) 目土用土は、指定の厚さに「とんぼ」等を用いて、むらなく均一に充分すり込むこと。

2.5.6 エアレーション

芝生土壌の硬化を防止するためにエアレーション器具または機械により土壌が膨軟となるよう効果的に行うこと。

2.5.7 カッティング

穴及びカッティングの深さ間隔等は、本市と協議しその結果にしたがうこと。

第6節 樹木（公園等）の維持管理

2.6.1 高木せん定

(1) せん定の種類

- (a) 基本せん定は、樹木の骨格づくりを目的とするもので、主として冬季せん定により行う。
- (b) 軽せん定は、樹冠の整正・混みすぎによる枯損枝の発生防止等を目的とするもので、主として夏季せん定に適用し、切り詰め・枝抜き等を行う。

(2) 主としてせん定すべき枝

- (a) 枯れ枝
- (b) 弱小枝（成長の止まった弱小の枝）
- (c) 病虫害枝（著しく病虫害におかされている枝）
- (d) 障害枝（通風・採光・架線・人車の通行等の障害となる枝）
- (e) 危険枝（折損によって危険をきたす恐れのある枝）
- (f) 冗枝・ヤゴ・胴ブキ・徒長枝・カラミ枝・フトコロ枝・立枝等（樹冠・樹形・生育上 unnecessary な枝）

(3) せん定の方法

(a) 一般事項

- ・ 樹木は、特に修景上、規格形とする必要のある場合または立地条件上やむを得ない場合を除き、原則として自然形仕立てとすること。
- ・ 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」等は、原則として行わないこと。
- ・ 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強くし、下方を弱くせん定すること。
- ・ 太枝のせん定は、切断箇所の表皮がはがれないように切断予定箇所の数10cm上よりあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くした上で切り返しを行い、切除すること。
また、太い枝の切断面には、必要に応じて防腐処理をすること。

(b) 枝抜きせん定

混みすぎた部分の枝または、樹冠の形姿構成上 unnecessary な枝（冗枝）等をその枝のつけ根から切り取ること。

(c) 切り返しせん定

樹冠外に飛び出した枝の切り取り、樹勢の回復、樹冠の縮小等の場合に行い、せん定は、せん定対象となる枝の途中から分岐している短い枝を残し、この残す枝の付け根で不要部分を切り取ること。

(d) 切り詰めせん定

主として新生枝を樹冠の大きさが整う長さに定芽の真上の位置でせん定すること。この場合、定芽は、その方向が樹冠を作るのにふさわしい枝となる向きの芽（原則として外芽、ヤナギなどは内芽）とすること。

2.6.2 中低木せん定

- (1) 樹木の特性に応じて切り詰め、中透かし、枯れ枝の除去などを行うこと。
- (2) 特に花木は、慎重に行い、花芽形成後に強せん定を行うことは避けること。
- (3) せん定に際し、樹冠面から幹枝が露出した場合は、その枝を樹冠面より低い位置で切除し、新梢展開後に樹冠がそろうようにすること。
- (4) 異なる樹種が接している場合は、それぞれ樹種ごとに形を整えるようせん定すること。
- (5) 全体のせん定が終わった後、もう一度見直し、修正せん定を行うこと。
- (6) 前年から伸長した分の枝を切除したうえで高さを揃えること。

2.6.3 生垣せん定

- (1) 冗枝・徒長枝等をせん定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて両面を刈り込み、天端をそろえること。
- (2) 枝葉の疎な部分には、必要に応じて枝の誘引を行うこと。
- (3) 刈り込みの際に、一度に刈り込まないで数回の刈り込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていくこと。特に、ヒノキ・サワラのように不定芽の発生しにくいものは注意深く行うこと。
- (4) 刈り込み機械（トリマー）で刈ると葉の切断面の枯れが目立つ樹種（ヒイラギモクセイ・サザンカ等）にトリマーを使用する場合は、刃をよく研いだものを使用し、木ばさみ等で仕上げせん定を行うこと。
- (5) 生垣の高さと幅との関係は、次表を標準とする。ただし、樹種及び生育の度合いにより、この表により難しい場合は本市と協議して定める。

生垣の高さと幅（単位：cm）						
高さ	30	60	100	120	180	250
幅	20～30	30～40	40～50	50～60	60～70	70～80

- (6) 生垣の高さは、場所により必要な高さが決まっていることが多いので、必要以上に高くないように注意すること。また、現地の状況にもよるが、基本的には高さを揃えるようにすること。
- (7) 全体のせん定が終わった後、もう一度見直し、修正せん定を行うこと。

2.6.4 玉物刈り込み

- (1) 枝の密生した箇所は中透かしを行い、刈り地原形を十分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝を、輪郭線を作りながら刈り込むこと。
- (2) 裾枝の重要なものは、上枝を強く下枝を弱く、刈り込むこと。また、針葉樹については、萌芽力を損なわないように樹種の特性に応じ、十分注意しながら芽つき等を行うこと。
- (3) 大刈り込みは、各種樹種の生育状態に応じて刈地原形を十分考慮しつつ刈り込むこと。
また、植え込み地内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないよう注意し、作業終了後に枝返しを行うこと。

2.6.5 花木せん定

花木類は、花芽が形成される時期と花芽がつく位置に注意して、花芽を落とすことの無いように手入れを行うこと。

2.6.6 マツのせん定

公園等にある修景木として植栽したマツは、年1回、秋に新梢のせん定と古葉取りを行うこと。

2.6.7 カイズカイブキのせん定

「2.6.3生垣せん定」に準じて行うこと。

杉葉が発生している場合は、せん定の際に除去すること。

2.6.8 せん定に関するその他の留意事項

- (1) せん定作業の開始時期及び完了時期については、契約書中に示された作業実施時期等に基づくこととする。詳細については本市と協議のうえその結果にしたがうこと。
- (2) せん定枝葉等の収集や現場の清掃をブロワーやほうき等で行うときは、せん定枝葉や塵埃の飛散等により周囲の歩行者や通行車両等に迷惑をかけないように十分注意すること。

2.6.9 病虫害駆除

「2.4病虫害駆除」に準じて行うこと。

2.6.10 支柱取り外し

在来の支柱及び添え木の取り外しは、樹木を損傷しないように注意し、根元から完全に引き抜くこと。また、杉皮・シュロ縄・亜鉛引鉄線・洋釘及び幹巻き材も同様にきれいに取り除くこと。

2.6.11 結束直し

在来の杉皮・シュロ縄・亜鉛引鉄線は、樹木を損傷しないように丁寧に取り除き、新しい材料をもって樹幹に緊密に固着するように杉皮を巻き、シュロ縄で結束すること。

2.6.12 枯損木処理

- (1) 枯損木の伐採にあたっては、人畜・建築物・車両・周辺樹木・その他の施設に損傷を与えないよう、かつ安全確保に努めること。また、周辺の芝生等は、必要に応じてシートをかぶせる等の保護処置を行うこと。
- (2) 枯損木処理は抜根処理を原則とするが、根を残す場合の切除高さは、本市と協議しその結果にしたがうこと。

(3) 伐採した樹木は、枝払いし、一定の長さに切断した後、指定箇所に処理すると共に、作業場所の周囲はきれいに清掃すること。

2.6.13 高木施肥－輪肥（わごえ）

樹木主幹を中心に葉張り外周線の地上投影部分に深さ20cm程度の溝を輪状に掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土すること。

溝掘りの際、特に支根を傷めないように注意し、細根の密生している場合はその外側に溝を掘ること。

2.6.14 高木施肥－車肥（くるまごえ）

樹木主幹から放射状に遠ざかるにつれて幅を広く、かつ溝を深く掘り（原則として4箇所）、溝底に所定の肥料を敷き込み、覆土すること。

溝の深さは20cm（内側）～40cm（外側）程度、長さは葉張りの3分の1程度とし、溝の中心部分が葉張り外周線下にくるように掘ること。

2.6.15 高木施肥－つぼ肥

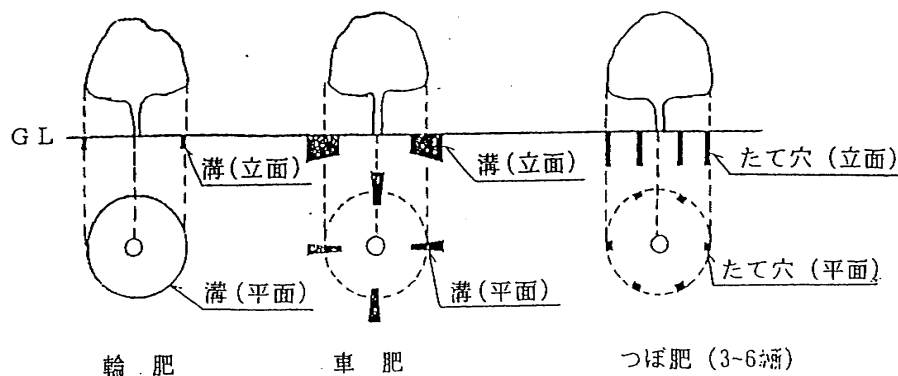
(1) 樹木主幹を中心に葉張り外周線の地上投影部分に放射状に縦穴を掘り、所定の肥料を入れ、覆土する。

(2) 移植後1年以内の樹木及び剪定直後の樹木で葉張り外周線の不明瞭な樹木については、溝及び穴の中心線が樹幹中心より根元直径の5倍の位置にくるように掘ること。

(3) 肥料を埋める位置が芝生地等の場合は、肥料を敷き込んだ後、芝生等を植え直すこと。

(4) (2)・(3)については、全ての高木施肥に共通とする。

高木施肥方法の解説図



2.6.16 低木・生垣施肥

肥料が枝葉に直接触れないように注意し、植え込みに均一に散布すること。枝葉に付いた場合は、掃き落としておくこと。

2.6.17 倒木復旧

- (1) 倒木復旧は、台風等により樹木が傾斜したものを正常な状態に戻す作業をいう。
- (2) 倒木復旧にあたっては、できるだけ根を切らないように必要に応じて根元の周囲を掘削し、樹木を傷つけないよう注意すること。
- (3) 根張りの状態または根の損傷程度によって、本市と協議のうえ、その結果にしたがって樹勢に応じたせん定を行うこと。
- (4) 支柱の取り付け・水鉢づくり・養生等は、広島市植栽工事仕様書に準じて行うこと。

第7節 街路樹の維持管理

2.7.1 夏季せん定の目的

- (1) 枝葉が繁茂した樹冠の乱れを直すために樹冠の整正を行う。
- (2) 樹冠内に陽光や風を入れ、生育条件を良くし、蒸れによる病虫害の発生等の防止や台風等の風害を少なくするために枝透かしを行う。

2.7.2 夏季せん定の手順

- (1) 樹種や植栽場所の環境条件に合わせて樹形を決定すること。
架線のないところでは、できるだけ木を大きく育てるためのせん定を行い、架線のあるところでは、低圧線（地上高5～7m）は、樹冠の中へ取り込み、高圧線（地上高10～12m）は、高圧線下1.5mの位置で芯止めすること。
- (2) せん定は、頂上枝から下方枝へ行うこと。
枝先での作業が多いため、場合によっては、高所作業車の導入を考慮すること。
- (3) 幹・主枝から発生した胴ぶき（幹ぶき）・ふところ枝を付け根から切除すること。
- (4) 原則として、高木1本につき、おおむね樹冠の総枝葉量の3割程度を切除すること。
- (5) 人・自転車・車の通行に支障となる下枝を取り除くこと。

歩道側	枝下3.0m
車道側	枝下4.5m

- (6) 信号機・標識付近は、それらがよく見えるようにせん定すること。
- (7) 隣地に接していたり、来季までの間に接することが予想される徒長枝を切り詰めること。
- (8) せん定作業が終了したら、下から全体を眺め、せん定を修正すること。

2.7.3 夏季せん定に関するその他の留意事項

- (1) 夏季せん定の開始時期・完了時期については、契約書中に示された作業実施時期に基づき契約後に作成・提出する実工程表によること。詳細については本市と協議のうえ決定すること。
- (2) 幹に巻き付いた不要な針金、ひも等は、同時に除去すること。また、腐食等により撤去すべき支柱がある場合は、本市へ報告すること。
- (3) 樹冠内に架空線がある場合は、せん定作業を行うにあたり十分配慮すること。
- (4) せん定枝葉等の収集や現場の清掃をブローヤやほうき等で行うときは、せん定枝葉や塵埃の飛散等により周囲の歩行者や通行車両等に迷惑をかけないように十分注意すること。

2.7.4 冬季せん定の目的

広幅員の歩道において街路樹を大きく育てていくことは、緑豊かな都市を創造する上できわめて望ましいことである。

しかし、自然成長のまま放置しておけば、歩道の狭い所では軒先にあたり、車道に伸びれ

ば交通の障害となり、上は高圧線に接触するようになる。このため、自然樹形を維持しつつ、せん定を行う必要がある。冬季せん定の目的は、樹形の骨格づくりであり、特に次にあげるせん定方法を組み合わせでおこなうものである。

(1) 枝抜きせん定

樹形を整えるために余分な枝を間引くことで、形の良い枝・樹勢の望める枝を残して、立ち枝・からみ枝・逆さ枝・やご等の不用枝を親枝の表皮が平らになるように付け根から切り取る。

(2) 切り替えせん定

骨格枝が傷んだり、枯れた場合は、これらの替わりに前年生枝等を骨格枝として育てていく。このために、育てるべき枝の生育の妨げとなる他の枝や、傷んだ骨格枝を切り取る。

(3) 切り詰めせん定

長く伸びた枝を途中で切り取る。夏季せん定で切り残した枝の外向き及び下向きの芽のすぐ上で、斜めに切り取る。

2.7.5 冬季せん定の手順

(1) 高圧線のあるところでは、高圧線下1.5mの位置で芯止めをすること。

(2) 樹種による基本樹形にあったせん定をすること。

(3) せん定は、頂上枝から下方枝へ行うこと。

(4) 道路と平行方向は長めに切り、道路と垂直方向は短めに切ること。

(5) その年に伸びた枝をせん定した後のツメは、残さず切除すること。

(6) 頂上枝の最上部は、“シン”（先端枝）を作るために直立した前年生枝を1本残し、それ以外の立ち枝は、枝抜きせん定をすること。

残した先端枝は、長さが全体の樹形にあわない場合、又は、高圧線に近い場合を除き、せん定しないで残すこと。

(7) 頂上枝の中間部は、斜め上向きの枝を幹の全ての方向に均等に互生するように残し、その他の枝は、切り取る。残した枝は、全体の樹形に合う長さで切り詰めること。

(8) 頂上枝の下部は、水平に出ている枝を均等に残し、立ち枝は、全て切る。残した枝は、全体の樹形に合う長さで切り詰めること。

(9) 中間枝は、太い枝が二又に分かれていることが多く、その先端からは、前年生枝が密生している。この部分の立ち枝は、全て切り取り、水平な枝を全体の樹形に合う長さで切り詰めること。

(10) 下方枝は、太い枝が2～4本に分かれていることが多く、主枝・副主枝・側枝から多くの前年生枝が密生している。

立ち枝を全て切り取り、水平な枝を全体の樹形に合う長さで切り詰めること。

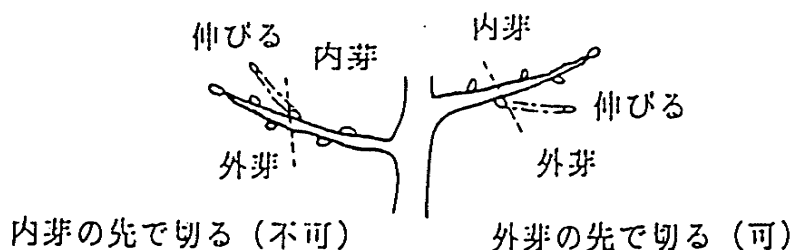
太枝の剪定は、切断箇所の表皮がはがれないように切断予定箇所の数10cm上よりあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くしたうえで切り返しを行い、切除すること。

人・自転車・車の通行に支障となる枝を取り除くこと。

歩道側	枝下 3.0 m
車道側	枝下 4.5 m

(11) 切り詰めせん定は、全体の樹形に合うように 20～50 cm 程度の長さを残すようにし、原則として外芽のすぐ上で切ること。

外芽、内芽と芽の残し方



(12) せん定作業が終わったら、下に降りて全体を眺め、必要に応じて修正せん定を行うこと。

2.7.6 冬季せん定に関するその他の留意事項

(1) 冬季せん定の開始時期・完了時期については、契約書中に示された作業実施時期に基づき契約後に作成・提出する実施工程表によること。詳細については本市と協議のうえ決定すること。

特に、紅葉を楽しめる樹種（アメリカフウ・ナンキンハゼ・イチョウ・タイワンフウ等）については、せん定時期を遅らせる必要があるため、開始時期については、現場状況を勘案し本市と協議のうえ詳細を決定し、その結果にしたがうこと。

(2) 植えて間もないような小さな街路樹については、切り詰めせん定は極力行わず、必要最小限の不用枝の枝抜きせん定にとどめること。

(3) 市内電車沿いの街路樹については、優先してせん定を行うこと。

(4) 幹に巻き付いた不要な針金、ひも等は、同時に除去すること。また、腐食等により撤去すべき支柱がある場合は、本市へ報告すること。

(5) 樹冠内には架空線が多いため、せん定作業を行うにあたり感電事故等のないように十分注意すること。

(6) せん定枝葉等の収集や現場の清掃をブローヤやほうき等で行うときは、せん定枝葉や塵埃の飛散等により周囲の歩行者や通行車両等に迷惑をかけないように十分注意すること。

2.7.7 せん定防除

アメリカシロヒトリ等が幼令期に集団して生活している場合、この部分の枝葉の幼虫を落下させないように注意深く切り取り、焼却処分すること。

2.7.8 中低木せん定

- (1) 「2.6.2 中低木せん定」に準じて行うこと。
- (2) 前年から伸長した分の枝を切除したうえで高さを揃えること。特に連続した植樹帯の低木は、高さが一定に揃うように気を配ること。
また、歩道切り下げ付近及び交差点付近では、見通しを確保する必要があるため、樹高については本市と協議し、その結果にしたがうこと。
- (3) せん定枝葉等の収集や現場の清掃をブローヤやほうき等を行うときは、せん定枝葉や塵埃の飛散等により周囲の歩行者や通行車両等に迷惑をかけないように十分注意すること。

2.7.9 かん水

- (1) かん水には水道水等を利用し、樹木の根部全体に水が行き渡るように行うこと。
- (2) かん水は、本市の指示する日時に行うこと。
なお、作業中であっても雨が降り始めたならば、直ちに作業を中止し、本市の指示を求めること。

第8節 花壇の維持管理

2.8.1 材 料

- (1) 花苗は、病虫害に侵されていない健全なもので、あらかじめ植え出しに耐えるように栽培され、細根の多く発生している徒長していないもので、すでに開花しているもの又は開花寸前のものを使用すること。
- (2) 草花の品種は、矮性のものとし、高さが最高40cmまでのものを使用すること。

2.8.2 地ごしらえ

- (1) 古株・雑草等は、根より掘り起こし、土を払った後、すみやかに処理すること。
- (2) 地ごしらえは、まず所定の土壌改良材・肥料・薬剤を表面に均一に撒き、床土を鍬・レーキなどで深さ30cm程度まで耕耘しながら良く混合した後、一様に均すこと。

2.8.3 植え付け

- (1) 植え付けにあたっては、デザインに従ってあらかじめ、ひも等でデザインを下取りし、所定の苗数と密度にむらのないよう、しっかりと植え付けること。
- (2) 植え付け後は、良くかん水し、傾いたり根が浮き上がったものは、植え直すこと。

2.8.4 除草・かん水

- (1) 除草・かん水は、天候・土壌状態に注意し、無駄なく時機を逸しないように行うこと。
- (2) 除草は、花苗を傷めないように根から抜き取り、同時に花殻等の除去を行い、根の浮き上がった苗は、植え直すこと。
- (3) かん水は、花苗を傷めないように丁寧に行い、根に十分水が行き渡るように浸透させること。

2.8.5 施肥・病虫害駆除

- (1) 追肥は、植物の生育状態に応じて効果的に施すようにし、一箇所に偏らないように均一にばらまくこと。
- (2) 病虫害駆除は、散布に適した日を選んで行い、植物に十分薬剤がかかるように丁寧に散布すること。

提出書類様式

様式－1	業務着手届
様式－2－1	現場責任者届
様式－2－2	現場責任者変更届
様式－3－1	資格者届兼剪定作業員届
様式－3－2	資格者変更届兼剪定作業員変更届
様式－4－1	実施計画書
様式－4－2	変更実施計画書
様式－5	安全管理届
様式－6	業務実施報告書
様式－7	作業週報
様式－8	業務打合せ簿
(参考)	業務打合せ簿 記入例 (下請承認願の場合)